

健康ワンポイント

3月は 『自殺対策強化月間』です

～相談窓口のご紹介～

かくれてしまえばいいのです



絵本作家・ヨシタケシンスケさんの全面協力のもと作成されたWEBコンテンツです。

生きるのがしんどいと感じたときに、そっと「かくれられる」Web空間です。

匿名・無料で24時間いつでも利用可能。

ゲームや小話などの心を休めるコーナーもあります。



こども家庭庁 悩みプロジェクト

お子さまにも分かりやすい相談窓口のご案内です

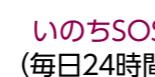
滋賀県こころのサポートしが LINE相談

〈相談時間〉毎日16時～24時
二次元コードから
LINEお友達追加を



いのちSOS (毎日24時間)

0120-061-338



愛荘町健康推進課 こころの健康相談(予約制)

0749-42-4887
(平日9時～17時)

心のサポーター(通称:ここサポ)とは、メンタルヘルスや精神疾患について正しい知識を学び、身近な人に対して、できる範囲で手助けを行う支援者です。主に「傾聴」を中心とした関わりを大切にしています。研修を修了された方には、厚生労働省から認定証が発行されます。

愛荘町では、令和6年度からこの研修を実施しています。今年度は11月19日に開催し、新たに23名の方が「ここサポ」となってくださいました。



おじえで 20歳になったら 国民年金

ねんきん

マイナポータルから 国民年金の手続きが スマホで可能に

マイナポータルを利用すると、国民年金に関する各種手続きがスマートフォンやパソコンから電子申請できるようになりました。**24時間いつでもどこからでも申請ができ**、処理状況や申請結果もオンラインで確認できます。ご利用には、マイナポータルの利用者登録が必要です。

手続きの際は、マイナンバーカードおよびカード受け取り時に設定した4桁の暗証番号をご準備ください。



以下の国民年金の手続きがオンラインで利用できます。

○対象となる国民年金の主な手続き

- ①加入手続き (資格取得・種別変更)
※退職などにより国民年金へ加入する場合
- ②付加保険料の納付・辞退の申請
※将来の年金額を増やすための手続き
- ③農業者年金加入者の付加保険料該当・非該当の届出
- ④保険料の免除・納付猶予の申請
※経済的理由により納付が困難な場合
- ⑤学生納付特例の申請
※学生の方で納付が困難な場合
- ⑥産前産後期間の保険料免除の届出
- ⑦口座振替の申込み・変更および還付金の振込方法の変更
- ⑧口座振替の辞退手続き

問 彦根年金事務所 0749-23-1112

住民課 0749-42-7692

☎=電話番号 フax=ファックス番号 □=電子メール □=申し込み先 □=問い合わせ先

暮らし掲示板



窓口延長業務終了のお知らせ

住民課では、これまで毎月第1・第3木曜日の17時から19時まで、窓口延長業務を実施しておりますが、コンビニ交付や戸籍等の広域交付の利用拡大や、オンライン手続きの充実により、窓口にお越しいただかなくても、便利で多様なサービスをご利用いただける環境が整ってきました。

このような状況を踏まえ、令和8年3月末をもって、窓口延長業務を終了させていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問 住民課 ☎0749-42-7692



廃車・名義変更などの手続きはお早めに!!

自動車

軽自動車

バイク

以前所有していた自動車や軽自動車、バイクなどの税金の納付書が届いて驚いたことはありませんか?

自動車税や軽自動車税は、**毎年4月1日現在で登録されている所有者**に課税されます。そのため、廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、元の所有者に課税されることになります。

車やバイクを譲ったり、下取りに出したりしたときは、廃車・名義変更の手続きを、4月1日までに済ませてください。

また、故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった車やバイクを、廃車の手続きをせずに放置しておくと、登録が残ったままとなり、**登録されている所有者に課税され続けることとなりますので、必ず廃車の手続きをしてください。**

例年、3月後半は各窓口が大変混雑します。手続きはできるだけ早めにお願いします。

名義変更・廃車などに関する問い合わせ先

■自動車、126cc以上のバイク

近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064

■軽自動車

軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎050-3816-1843

■125cc以下のバイク、小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、テーラーなど)

税務課(本庁舎) ☎0749-42-7690

問(自動車税:県税)

東北部県税事務所湖東納税課 ☎0749-27-2206

(軽自動車税:町税)

税務課(本庁舎) ☎0749-42-7690



福祉医療費助成制度のお知らせ



福祉医療費助成制度は、皆さんの健康の保持と福祉の向上を目的として、医療機関等でかかった医療費の一部を助成する制度です。次の①～⑧のいずれかに該当する方が対象となります。

※制度ごとに所得制限(配偶者・扶養義務者を含む)などにより、対象外となる場合があります。

※対象と思われる方で、まだ助成を受けていない場合は、お気軽にお問い合わせください。

問 住民課 ☎0749-42-7692

助成種別	助成対象
①乳幼児	出生から就学前(6歳に達した後、最初の3月31日まで)の子
②あんしん子育て医療	小学校入学年の4月1日から、中学校卒業年の3月31日までの子
③高校生世代	義務教育修了の翌日から、18歳に達した後の最初の3月31日までの子
④重度障がい者	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1～3級の方 ・知的障がいが重度(A1・A2)と判定された方 ・特別児童扶養手当1級対象の児童 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・精神障害者保健福祉手帳2級かつ知的障がいが中度(B1)の方
⑤ひとり親家庭 (母子家庭・父子家庭)	18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の方とそのお子さん ※父母のいない児童も対象です。
⑥ひとり暮らし (高齢)寡婦	過去にひとり親家庭で18歳未満の子どもを養育していた方で、1年以上ひとり暮らしをしており、今後も継続予定の75歳未満の寡婦
⑦65歳～74歳老人	本人・配偶者・扶養義務者(世帯の直系親族および兄弟姉妹、本人を税または保険の扶養に取られている方)全員が住民税非課税の方 ※別世帯でも同じ地番にお住まいの場合は課税状況を確認の対象となります。
⑧精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちで、「自立支援医療受給者証(精神通院医療)」の交付を受けている方